

合同会社 おきたまライフフュージョンおらふ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年1月1日～令和9年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業・出生時育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性社員・・・取得率を30%以上にする事  
女性社員・・・取得率を90%以上にする事

<対策>

- 令和5年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和5年9月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和6年10月～ 制度導入  
社内報や説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標3： 令和9年9月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 取得状況の把握
- 令和6年10月～ 取得促進に向けた検討
- 令和7年10月～ 取得促進に向けた取り組みの開始